

1. 交通規制作業手順書

1) 路肩規制の作業手順(2-1)

制定・改訂日 2025.3.27

	内 容	留 意 事 項
準備工	<ul style="list-style-type: none"> 作業箇所の確認及び規制予定提出(規制位置の線形確認等) 作業打合せ(KY活動) 作業人員・車両の確認(規制責任者の選任) 保護具の確認 業務用プレート確認 工事用車両出入の合図の確認 路肩規制のチェックリスト活用 使用機械・器具の点検 積み荷の確認・規制箇所との規制材数量確認 	<ul style="list-style-type: none"> 安全打合せ書による 作業分担・配置の確認 安全打合せ書による 車両の点検結果報告 進行情形点検表による 誘導位置は交通の流れの確認できる場所とする。 作業別安全チェックリスト 出入り看板、グリーンキャップの用意 進行情形点検・持ち込み点検等による(工事用車両の表示) 積み荷確認書による
作業開始 規制連絡 規制材の設置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話により一宮管制及び会社への報告(本線規制)非電不可。 登坂・通常路肩・ランプ設置区別(規制図により設置する) 保安員設置による規制機械の設置(極力 防護柵の外の安全な位置を歩行する) 本線路肩規制で線形の悪い場合は、500mの標識を増設する。 本線移動時の作業員、保安員は助手席やライントンに乗車する。(荷台の乗車禁止) 非常駐車帯毎の移動時は標識類をロープ等で必ず固定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制予定整理番号確認・会社(発注者)NEXCOへの規制連絡。 黄旗等による一般車への注意喚起(線形の悪い場合は保安員の増員) 車両移動時の合図の確認。 作業車は非常駐車帯へ駐車する。 複数人数による標識運搬を行う。 輪止めの設置(但し、固定規制等運転手に降車の必要がない場合を除く) 駐車車、先頭車両のハンドル切りは行わず、後部車両(標識車)のみハンドル切りを行う。 標識の強固な固定及び転倒防止用ロープ(8mm以上)の設置。 ガードケーブル設置時は、民地側に設置する。
テーパー部設置	<ul style="list-style-type: none"> 通常路肩規制は矢板6枚路肩に設置し回転柱を4枚目程度に設置する。 又標識車は工事箇所手前の非常駐車帯に配置する。 登坂車線中間の場合は、200m区間テーパー設置する。 この時テーパー先端手前100m程度の位置に保安員を配置し、発炎筒を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置時は見張り員を配置し発炎筒を2本使用する(上流側路肩) 転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。 発炎筒での火傷・火災注意。 発炎筒の消火は消火ホットを使用する。 保安員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。 矢印板は、専用ウエイト及び土嚢を取付け、転倒防止する。(ロープで防護柵支柱等に固定可能な矢板は、土嚢は設置しなくても良い) 回転柱転倒防止処置及び標識車のハンドルきり止め確認。
ラバコン設置	<ul style="list-style-type: none"> ラバコンを10m～20m間隔に設置する。 線形が悪い場合は、10m間隔に設置する。 車両出入り口箇所はグリーンキャップを設置しラバコン間隔を40mとする。 工事箇所手前にとまるくんを3基設置する。(60. 5m手前) V字型のラバコンは通行帯側が山側となるよう設置する事。 	<ul style="list-style-type: none"> 規制区長が長い場合は、非常駐車帯等に事前に配置する。 荷台の整理整頓。 車両出入り口は作業員の立入禁止。 車両直進入、入り口として使用しない場合はラバコンを通常の位置に戻す。
交通監視	<ul style="list-style-type: none"> 交通監視員は、現場より10m程度手前の防護柵内側等の安全な位置で監視し、異常があれば是正する。 	<ul style="list-style-type: none"> 後退誘導等は、運転手より見える位置で行う。
ラバコン・テーパー部解除	<ul style="list-style-type: none"> 台車等使用し人力にてラバコンを積みこむ。 規制区間が長い場合は、非常駐車帯に集積し回収する。 矢印板及び作業車線のラバコンは非常駐車帯内で回収する(標識回収後実施) 登坂車線の場合は矢印板を標識車を後退させながら撤収する。 この時テーパー先端より100m程度手前に保安員を配置し、発炎筒・黄旗等で注意喚起する 	<ul style="list-style-type: none"> 積み荷の固定確認。 防護柵側で実施、車線側の作業が必要な場合は見張り員を配置。 一般車の来ないときに実施。 撤去時は見張り員を配置し発炎筒を2本使用する。(上流側路肩) 転がり防止付き発煙筒を使用する。また、転がり防止が発煙筒に取り付けてあるか確認を行う。 発炎筒での火傷・火災注意。 発炎筒の消火は消火ホットを使用する。 保安員は発炎筒の鎮火確認を行い火災予防する。 燃え残りの発炎筒の片付け(現場に存置せず持ち帰る) 後退誘導実施。
規制材撤収	<ul style="list-style-type: none"> 保安員を先頭に徒歩にて規制材を倒し、非常駐車帯に人力で運搬する(極力 防護柵の外の安全な位置を歩行する) 登坂規制の場合は、機械車は、規制材回収の為規制材設置開始位置まで回送する。 規制材車到着後非常駐車帯にて規制材を積みこむ 非常駐車帯毎の移動時は標識類をロープ等で必ず固定する。 積みこみ完了後、規制解除連絡を一宮管制(本線規制時)及び会社に携帯電話で連絡する。 本線移動時の作業員、保安員は助手席やライントンに乗車する。(荷台の乗車禁止) 	<ul style="list-style-type: none"> 規制材撤収後は、車両出入り口手前(上流側)の防護柵の外及び安全な場所で待機する。 輪止めの設置(但し、固定規制等運転手に降車の必要がない場合を除く) 規制予定整理番号確認・会社(発注者)NEXCOへの規制連絡。 荷通り時通行帯側へは出ないこと。 規制材を2人で積込む場合は声を掛合い意思疎通を図る

※注意事項

- 規制設置・撤去時 標識支柱を点検し、劣化しては直ちに交換する
- 車両出入り口箇所はグリーンキャップを設置しラバコン間隔を40mとする
- 車両出入り口箇所は作業員の立入禁止とし待機する場所は入り口手前(上流側)の防護柵の外及び安全な場所で待機する
- 車両直進入、入り口として使用しない場合は、ラバコンを通常の位置に戻す
- 路肩規制内の非常駐車帯駐車車両は1台とする
- 誘導位置は交通の流れの確認できる場所とする。
- 非常駐内の矢印板、車輛積のラバコンは標識撤去後の最後に撤収する
- 矢印板の設置撤去は見張り員を配置し発炎筒を2本使用して実施
- 一人作業の禁止
- 積み荷完全確認(規制材を2人で積込む場合は声を掛合い意思疎通を図る)
- 発炎筒をLED発炎筒への読み換えを可能とする。
- <監視員の役割>
- 監視員は回収車の荷台の上、運転手後方確認の妨げにならない箇所で、一般車に正対し黄旗にて注意喚起を行うとともに、作業員の安全監視を行う。
- 監視員は一般車の不安全運転、障害物や作業員の突発的現象を確認した場合は、速やかに『しらすんだ』で運転手・作業員に警告する。
- 連絡手段は『しらすんだ』に限らず、他の通信機器(インカム・トランシーバー・警笛等)でも可。

作業機(車両)	員数	資機材
規制責任者	1名	トラック(機械車)
交通監視員	1名	標識車・発炎筒・黄旗
(登坂)作業員	(2名)	

安全器具・保護具確認

- ヘルメット
- 反射(自発光)チョッキ
- 反射スワツ
- 手袋
- 安全靴
- 発炎筒
- 黄旗(カラマンデー)・警光棒
- 警笛